申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

（整理番号　－　）

<table>
<tr><td colspan="2">処　　分　　名</td><td colspan="2">贈与税猶予から相続税猶予への切替の確認</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令および条項</td><td colspan="2">中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第1項、第6項または第9項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課グループ名</td><td colspan="2">経営改革課経営支援グループ　（電話 0776 20 0367　内線　2724）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">審査基準</td><td colspan="2">項　　目</td><td>内　　容</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第1項、第6項または第9項の規定に合致していること。

・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13 条第2項、第7項または第10項に基づく申請書および書類の提出があること。

（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第3項から第5項まで、第8項または第11項の規定により準用する場合を含む。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">設定年月日　　平成29年4月1日設定（令和元年9月1日最終変更）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">標準処理期間</td><td>2月</td></tr>
<tr><td colspan="3">設定年月日　　平成29年4月1日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>